

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	神川町

神川町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担 当 部 署 名 経済観光課

所 在 地 神川町大字植竹 9 0 9

電 話 番 号 0495-77-0703

F A X 番 号 0495-77-3915

メールアドレス nousei@town.saitama-kamikawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、サル、クマ、カラス、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	神川町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	いも類	9a 524 千円
ニホンジカ	-	-a -千円
アライグマ	野菜、豆類、いも類	23a 806 千円
ハクビシン	野菜、豆類	15a 650 千円
アナグマ	-	-a -千円
タヌキ	-	-a -千円
キツネ	-	-a -千円
サル	-	-a -千円
クマ	-	-a -千円
カラス	-	-a -千円
カワウ	-	-a -千円

(2) 被害の傾向

○全体的な傾向

野生鳥獣による農作物等への被害は、面積、金額とも年々増加する傾向にあります。特に中山間地域では、イノシシ等の獣類による農作物等への被害が多発しており、このような被害から生産意欲を無くし、耕作放棄地化するケースも多発しています。

さらに、近年特定外来生物であるアライグマによる農作物や生活環境への被害が急増しています。

また、近年では、ニホンジカ、ハクビシンによる農作物被害や樹木への食害などが年々増加しています。

○イノシシによる被害

神泉地区を中心に野菜等の食害、掘り起こしが報告されています。

○ニホンジカによる被害

令和5年度の統計はありませんが、神泉地区を中心に野菜・豆類等の食害及び樹木への食害、神流川河川沿いでの農作物被害が急増しています。

○アライグマによる被害

山間部以外においても被害が発生しており、農作物の食害を中心に被害が起きています。

○ハクビシンによる被害

アライグマと同じく山間部以外でも被害が発生しています。

○アナグマ、タヌキ、キツネ、サル、クマによる被害

農業被害の報告はありませんが、山間部以外でも目撃情報があり、今後農業被害の発生が懸念されます。

○カラスによる被害

町内全域で生息が確認されており、被害量は不明ですが果樹等の食害が

発生しています。また、糞害やゴミステーションのゴミを散乱させられるなどの被害が起きています。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	9a 524 千円	4a 262 千円
ニホンジカ	-a -千円	-a -千円
アライグマ	23a 806 千円	11a 403 千円
ハクビシン	15a 650 千円	7a 325 千円
アナグマ	-a -千円	-a -千円
タヌキ	-a -千円	-a -千円
キツネ	-a -千円	-a -千円
サル	-a -千円	-a -千円
クマ	-a -千円	-a -千円
カラス	-a -千円	-a -千円
カワウ	-a -千円	-a -千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	① 有害鳥獣捕獲	地元猟友会に委託しているが、農作物被害が起きてからの捕獲となるため、実質農作物被害が減らない。
	② アライグマの捕獲	平成19年より埼玉県アライグマ防除実施計画に参画し、特定外来生物であるアライグマの捕獲を実施している。
防護柵の設置等に関する取組	農業者個人による電気柵、防護柵の設置	個人的に設置するだけでなく、地域全体での取り組みが必要である。
生息環境管理その他の取組	該当無し	—

(5) 今後の取組方針

①被害防止対策の普及啓発
地域住民を対象に、野生動物の生態や出没する背景を学び、正しい知識と対処法を身につけるための研修会を開催する。
②適切かつ効果的な捕獲の実施
・猟友会を中心に、地域に応じた適切かつ効果的な捕獲を実施する。
・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し、猟友会の捕獲活動経費の助成を行う。
③アライグマ捕獲の実施
埼玉県アライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。
④町補助金の活用

・神川町獣害防除対策事業費補助事業を活用し、被害防除を図る。 ・神川町狩猟免許取得補助事業を活用し、有害鳥獣捕獲従事者の育成に努め、継続的な被害防止対策（捕獲）を実施する。
⑤環境づくり 耕作放棄地の解消など獣を寄せ付けない環境をつくる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会への委託については、町内全域を対象とし、必要に応じて捕獲を実施する。また、アライグマの捕獲については、県の定めるアライグマ防除実施計画に基づき、通年箱わなを利用した捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ ハクビシン	・箱わなの設置 ・有害鳥獣捕獲従事者の育成 ・アライグマ捕獲従事者の育成
令和8年度	アナグマ タヌキ キツネ サル	・箱わなの設置 ・有害鳥獣捕獲従事者の育成 ・アライグマ捕獲従事者の育成
令和9年度	クマ カラス カワウ	・箱わなの設置 ・有害鳥獣捕獲従事者の育成 ・アライグマ捕獲従事者の育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、有害鳥獣を基本として、必要最小限の捕獲を実施する。アライグマについては、県の定めるアライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。カワウについては、巣落とし等による対策も図る。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	90頭	90頭	90頭
ニホンジカ	90頭	90頭	90頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	60頭	60頭	60頭
アナグマ	60頭	60頭	60頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭
キツネ	10頭	10頭	10頭
サル	10頭	10頭	10頭
クマ	10頭	10頭	10頭
カラス	40羽	40羽	40羽
カワウ	40羽	40羽	40羽

捕獲等の取組内容
捕獲手段：くくりわな、箱わな、銃器 実施予定時期：通年 捕獲予定場所：町全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
緊急対応や捕獲従事者の安全性を考慮し、緊急時の捕獲をはじめ、わなで捕獲が困難な場合や捕獲後の止め刺しに使用している。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
神川町	移譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵 10a	侵入防止柵 10a	侵入防止柵 10a

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	設置者が管理	設置者が管理	設置者が管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

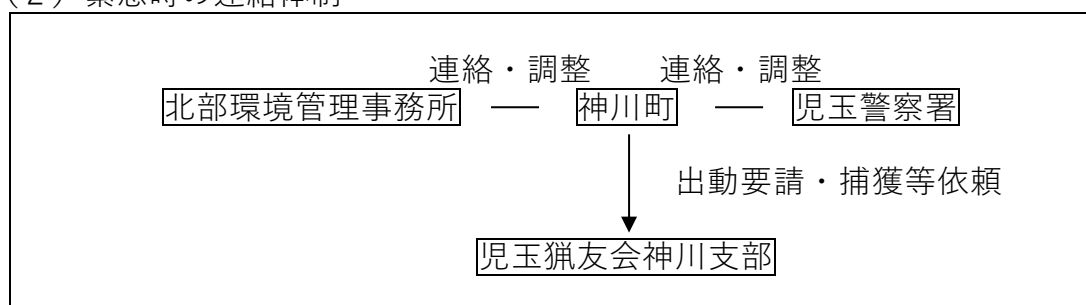
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、ノニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、サル、クマ、カラス、カワウ	研修会の開催、放任果樹の除去
令和8年度	イノシシ、ノニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、サル、クマ、カラス、カワウ	研修会の開催、放任果樹の除去
令和9年度	イノシシ、ノニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、サル、クマ、カラス、カワウ	研修会の開催、放任果樹の除去

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
神川町	有害鳥獣の捕獲の許可、住民に対する注意喚起
埼玉県北部環境管理事務所	有害鳥獣捕獲の実施についての情報提供・指導等の実施
児玉警察署	有害鳥獣危機対応の現場対応及び付近住民や通学路の安全確保
児玉猟友会神川支部	有害鳥獣関係の情報提供、有害鳥獣捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在は、アライグマに関して捕獲後、獣医師による安楽死の後に焼却処分している。委託にする捕獲は、焼却処分又は埋葬処分にて対応している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当無し
ペットフード	該当無し
皮革	該当無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当無し

(2) 処理加工施設の実施

該当無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	神川町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
神川町区長会	事業の推進、住民への意識高揚
埼玉ひびきの農業協同組合	情報提供等
神川町農業委員会	情報提供等
埼玉県本庄農林振興センター	対策の助言、指導
埼玉県北部環境管理事務所	対策の助言、指導
埼玉県農業共済組合	対策の助言、指導
児玉猟友会神川支部	対策の助言、指導、有害鳥獣捕獲の実施
神川町防災環境課	事業の推進
神川町経済観光課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施をするため、設置を検討する。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに地域住民が協力し、主体的に鳥獣被害対策が取り組めるよう、地域協議会の設立体制づくりを推進する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

町の広報誌を利用し、農作物や家庭ごみの放置を止めるよう呼びかける記事を掲載する。
--